

伊賀市自治基本条例見直し方針

1. 伊賀市自治基本条例策定及び改正の経過

2000（平成 12）年 4 月に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った、独自の自治を行っていくことが求められるようになりました。

伊賀市においても、2002（平成 14）年から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現に向けた検討が行われ、2002（平成 14）年に新市将来構想、2003（平成 15）年に新市建設計画を策定いたしました。

これらの計画に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、2004（平成 16）年 6 月より伊賀市自治基本条例（以下「自治基本条例」）を検討し、合併後の最初の議会である 12 月議会で可決、12 月 24 日に公布・施行いたしました。

その後、自治基本条例第 58 条の規定に基づき、2007（平成 19）年から見直し検討が始まりましたが、途中、自治組織のあり方検討の経過等もあり、条例制定 8 年後の 2012（平成 24）年 6 月に一部改正を行いました。

現在、改正後 4 年が経過し、見直し規定に基づく見直し検討を行う時期となっております。

2. 見直し検討が必要な理由

伊賀市を取り巻く状況は 2015（平成 27）年国勢調査では 2010（平成 22）年国勢調査と比較し 6 千人を超える人口が減少しています。また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、大型事業の実施による公債費負担、公共施設の維持管理等により、財政運営も厳しい状況にあります。

一方、地域コミュニティを取り巻く状況も、全国的に地域活動の担い手不足や地域活動への参加者の減少・固定化、多様な地域主体との連携・ネットワークの不足などの課題があります。

こうした中、自治基本条例第 58 条「この条例の検討及び見直し」では、「市は、改正後 4 年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」と規定し、自治基本条例の形骸化を防止するとともに、現状に即した内容や構成であるかどうか検討することとされています。

また、2017（平成 29）年度に策定した第 2 次再生計画では、各地域におけ

る自治活動の醸成とともに、ガバナンスの確立によるまちづくりの視点が今後ますます重要であるとしています。伊賀市におけるガバナンスとは、行政による取り組みだけでなく、多様な主体が、当事者意識を持って、目標を共有し、協働することで、地域を育む取り組みを継続して行っていくこととしています。このことから、庁内検討組織及び総合計画審議会、各住民自治協議会、市議会など、市民・自治組織・各種団体・事業者・行政・議会の視点から見直し検討を進める必要があります。

3. 条例見直しの考え方・視点

伊賀市の最高規範として位置付けられている自治基本条例は、伊賀市ならではのまちづくりを目指して、自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市それぞれが、できること、しなければならないことを定めたものです。特に、第4章「住民自治のしくみ」では、住民自治協議会の要件等を明文化し、自治の担い手となる市民、市議会、市（行政）の連携の中に自治協を機能的に位置付けることが伊賀流自治の大きな特徴となっており、市内全域に住民自治協議会を設置し、各地域でのまちづくりに取り組んでいます。条例改正は簡単に行うべきものではないことも認識しつつ、現在の条文が、社会情勢の変化に対応したものとなっているか、伊賀市のまちづくりを推進するための内容となっているかなど、各条文の成果を踏まえた検証を進めます。

現在、国では、「縦割り」ではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換や、「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域づくりへの転換を図る『『我が事』『丸ごと』の地域共生社会』の実現が掲げられています。また、伊賀市では、新たな土地利用管理制度による地域の関わりやおもてなしによる観光立市の実現、これまでとは違う枠組みによる広域連携など、合併時から更に進んだまちづくりを展開しています。

合併後14年を経過した中、これまでの合併の成果や住民自治協議会の現状、その他の地域課題、さらには新市建設計画の期間終了を踏まえ、伊賀市のまちづくりを一体的に進めるための検討を行います。

(1) 見直しの主なポイントについて

▶基本的人権の視点

伊賀市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、様々な取り組みを行っています。

基本的人権の尊重は、日本国憲法でも謳われていますが、自治基本条例は、市の最高規範であり基本的人権の視点を入れるべきとの考え方から、基本的人権の視点に関する記載について検討します。

▶ガバナンス・協働によるまちづくりについての視点

市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討します。

▶自治組織に関する視点

第4章の住民自治のしくみにおいて、「住民自治協議会」について規定しています。条例制定後の経過のなかで、住民自治協議会にも住民参加や情報共有などの役割や責務が必要ではないかとのことから、住民自治協議会の権能を含め、住民自治協議会の現状と将来を見据えた内容について検討します。

また「住民自治地区連合会」については、2010（平成22）年3月に提出された「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」に基づき、住民自治地区連合会のあり方について検討します。

〈参考〉

『(前略) 合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すため設置された制度であるため、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間（10年）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします。』

▶条例の構成等について

各条文について、取り組み状況や成果等を検証し、逐条の見直し検討するとともに、分かりやすい構成にします。

(2) 改正時期について

各条文の内容検討に加え、新市建設計画（伊賀市まちづくりプラン）、自治基本条例、第2次伊賀市総合計画の関連について調査・研究を行い、2022（令和4）年4月1日の施行に向けて、庁内をはじめとした検討を行います。

4. 見直し検討体制

(1) 庁内体制

伊賀市庁議設置及び運営規程第2条に規定する検討部会により、見直しの詳細検討を行うこととします。ただし、検討部会を中心に検討を行いますが、自治基本条例の各章における検討について、必要に応じて各部関係課職員により、事務レベルによる検討を行うこととします。

①総合政策会議

②自治基本条例検討部会（座長：副市長）

(2) 総合計画審議会

伊賀市総合計画審議会条例に基づき、市長は、条例の見直し等に関することについて、総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。

(3) 住民自治協議会

条例の見直し等に関することについて、意見交換を行います。

(4) 議会

各段階で議員全員協議会において報告し、改正案を市議会に提案し、議決を受けます。

(5) 市民

見直し等にあたっては、市民の意向が反映されるように、十分な手段を講じます。

② 意見交換会の実施

②パブリックコメントの実施

